

令和5年林業経営統計調査 (個人経営体調査票)

【記入上の留意事項】 ◇オンライン調査も可能です

- 1 令和5年1月1日～12月31日の1年間について記入してください。
- 2 調査項目欄については、右づめで記入してください。
- 3 黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 4 オンラインで回答される場合は、同封の「経営統計調査オンラインシステム操作手順書」にしたがって回答してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

★○印は記入見本を参考に記入してください。

記入見本	①
------	---

☆この調査により報告された内容は、統計法により秘密が保護されます。

ご不明な点がございましたら、次の問合せ先までご照会ください。

【問合せ先】

【農林水産省記入欄】

(記入の必要はありません)

管理番号	経営体番号	面積規模

基本指標番号(2020年農林業センサス)									
都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	客体番号				

【1】山林の状況（令和5年1月1日現在）と年内異動

- ・令和5年1月1日現在で保有又は借り入れている山林（分収林を含む。）について、記入してください。なお、貸し付けている山林（分収林を含む。）は含めないでください。
- ・課税台帳や森林簿を基に林種・樹種ごとに整理し、まとめて記入しても構いません。
- ・「林種番号」欄、「樹種番号」欄及び「異動事由番号」欄は、右ページの該当する番号を記入してください。
- ・令和5年中に山林の購入、売却等の異動があった場合は、新たな行に記入してください。
- ・令和5年中に異動があり新たな行に記入する場合は、「課税標準額又は取引価額」欄には購入・売却時の取引価格を記入してください。
- ・令和5年中に植林した場合は、新たな行に「樹種番号」「植林面積」のみを記入してください。

番号	山林の名称・地番 (任意記入)	面 積 町 反 畝 ha a		A	B	課 税 標 準 額 又は取引価額 (消費税を含む。)(円)		
				林種 番号	樹種 番号 人工林の み記入			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

・年始めに所有している山林は、固定資産税の課税標準額を記入してください。なお、保安林は、近傍山林の課税標準額を参考に見積もって記入してください。
 ・購入や売却等の異動があった山林は、新たな行に実際の購入額や売却額などの取引価額を記入してください。

・令和5年中に購入、売却等の異動のあった山林のみ記入してください。

・令和5年中に植林した山林のみ記入してください。

C	植林面積			番号
異動事由番号	町	反	畝	
	ha		a	
				1
				2
				3
				4
				5
				6
				7
				8
				9
				10
				11
				12
				13
				14
				15
				16
				17
				18
				19
				20
				21
				22
				23
				24
				25

A	林種番号
1	人工林
2	天然林
3	伐採跡地
4	特殊樹林・竹林

B	樹種番号
1	すきとどまつ
2	ひのきその他針葉樹
3	まつ広葉樹
4	からまつ

C	異動事由番号
増加	11 購入
	12 その他（相続、譲受、借入など）
減少	21 売却（販売）
	22 その他（譲渡、貸付など）

【1】山林の状況（令和5年1月1日現在）と年内異動（続き）

- ・令和5年1月1日現在で保有又は借り入れている山林（分収林を含む。）について、記入してください。なお、貸し付けている山林（分収林を含む。）は含めないでください。
- ・課税台帳や森林簿を基に林種・樹種ごとに整理し、まとめて記入しても構いません。
- ・「林種番号」欄、「樹種番号」欄及び「異動事由番号」欄は、右ページの該当する番号を記入してください。
- ・令和5年中に山林の購入、売却等の異動があった場合は、新たな行に記入してください。
- ・令和5年中に異動があり新たな行に記入する場合は、「課税標準額又は取引価額」欄には購入・売却時の取引価格を記入してください。
- ・令和5年中に植林した場合は、新たな行に「樹種番号」「植林面積」のみを記入してください。

番号	山林の名称・地番 (任意記入)	面 積 町 反 畝 ha a		A	B	課 税 標 準 額 又は取引価額 (消費税を含む。)			(円)
				林種 番号	樹種 番号 人工林の み記入				
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									

・年始めに所有している山林は、固定資産税の課税標準額を記入してください。なお、保安林は、近傍山林の課税標準額を参考に見積もって記入してください。
 ・購入や売却等の異動があった山林は、新たな行に実際の購入額や売却額などの取引価額を記入してください。

・令和5年中に購入、売却等の異動のあった山林のみ記入してください。

・令和5年中に植林した山林のみ記入してください。

C	植林面積		番号
異動事由番号	町	反 畝	
	ha	a	
			26
			27
			28
			29
			30
			31
			32
			33
			34
			35
			36
			37
			38
			39
			40
			41
			42
			43
			44
			45
			46
			47
			48
			49
			50

A	林 種 番 号
1	人 工 林
2	天 然 林
3	伐 採 跡 地
4	特殊樹林・竹林

B	樹 種 番 号		
1	す き	5	と ど ま つ
2	ひ の き	6	そ の 他 針 葉 樹
3	も も	7	広 葉 樹
4	か ら ま つ		

C	異 動 事 由 番 号	
増 加	11	購 入
	12	その他（相続、譲受、借入など）
減 少	21	売 却 （ 販 売 ）
	22	その他（譲渡、貸付など）

【2】林業用建物の状況（令和5年1月1日）と年内異動

- ・令和5年1月1日現在に保有している林業に使う建物・構築物について記入してください。また、この1年間で新たに取得（新築）した場合も、該当建物等の「種類番号」欄～「林業負担割合」欄に記入してください。
- ・「種類番号」欄及び「構造番号」欄は右ページの該当する番号を記入し、「新古区分」欄は該当する番号に○を記入してください。
- ・令和5年中に建物・構築物を修繕（20万円以上で資本的支出に該当するもの）した場合は、新たな行の各欄に記入してください。なお、「新古区分」欄は「中古」に○を記入してください。

・「新古区分」が「中古」の場合のみ、償却する年数を見込んで記入してください。

・建築時などの支払金額を記入します。建築などの際に家族が作業をした場合には、その労働について、1日（8時間）当たり9,800円で見積もり、その見積額を支払金額（建築費用・資材費等）に加えてください。年内の修繕に要した費用もこの欄に記入してください。

・林業に使用した割合（日数割合、面積割合など）を記入してください。
・年内に林業で使用しなかったものは「0」を記入してください。

・修繕した建物の番号を記入してください。

番号	A	B	新古区分		耐用年数	取得年 (西暦)	取得価額（円） (消費税を含む。)				林業負担割合（%）	修繕した建物の番号
	種類番号	構造番号	新築	中古								
1			1	2								
2			1	2								
3			1	2								
4			1	2								
5			1	2								
6			1	2								
7			1	2								
8			1	2								
9			1	2								
10			1	2								
11			1	2								
12			1	2								
13			1	2								
14			1	2								
15			1	2								
16			1	2								
17			1	2								
18			1	2								
19			1	2								
20			1	2								
21			1	2								
22			1	2								
23			1	2								
24			1	2								
25			1	2								



3	倉庫・山小屋	14	プラスチックハウス
5	納屋	15	林道・車道
6	発生舎	16	浸水槽
7	作業舎	17	貯水槽
8	培養舎	18	消雪水槽
9	乾燥室	19	斜降索道設備
10	貯蔵庫	20	モノレール
11	クーラー室	21	その他建物

B	構 造	番 号
1	木 造	8 木造モルタル
2	合 成 樹 脂	9 金 属
3	鉄筋コンクリート	10 ブ ロ ッ ク
4	コンクリート	11 レ ン ガ
5	鉄骨組 3mm以下	12 そ の 他

B	構	造	番	号
1	木	造	8	木造モルタル
2	合	成 樹 脂	9	金 属
3	鉄筋	コンクリート	10	ブ ロ ッ ク
4	コ	ン ク リ ー ト	11	レ ン ガ
5	鉄骨組	3 mm 以下	12	そ の 他
6	鉄骨組	4 mm 以上		

C	異 動 事 由 番 号
1	取 り 壊 し
2	部 分 取 り 壊 し
3	売 却